

会議名 第13回豊島区基本構想審議会

詳細 - 長期計画担当課 電話03 - 3981 - 1111 内線2181・2

附属機関又は 会議体の名称	第13回豊島区基本構想審議会	
事務局(担当課)	長期計画担当課	
開催日時	平成16年3月4日(木)18:30~20:45	
開催場所	生活産業プラザ地下展示ホール	
出席者	委員	森田朗(東京大学教授) 金井利之(東京大学助教授) 渋谷秀樹(立教大学教授) 宮崎牧子(大正大学助教授) 四阿知子(一般公募) 伊藤榮洪(教師) 粕谷一稀(評論家) 高橋明宏(一般公募) 三井菜摘(一般公募) 水島正彦(助役) 今村勝行(収入役) 二ノ宮富枝(教育長) 小林ひろみ(区議会議員) 木下広(区議会議員) 小林俊史(区議会議員) 本橋弘隆(区議会議員) 以上出席者16名(敬称略) 欠席者4名
	幹事	政策経営部企画課長、同財政課長、同広報課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、商工担当部長、清掃環境部長、保健福祉部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、政策経営部区有財産活用担当課長
公開の可否	公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	案件 1. 開会 2. 議事 (1) 新基本計画の政策・施策の体系について (2) 全ての体系に共通する指針「1 区民等の参画の推進」 (3) その他	

1. 開会

事務局： ただいまより第13回豊島区基本構想審議会を開会します。本日、E委員から欠席、N委員から早退の連絡をいただいている。それでは森田会長よろしくお願いたします。

2. 議事

森田会長： ご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。本日の議事は、ま

ず「新基本計画の政策・施策の体系について」、2番目が「全ての体系に共通する指針」1「区民等の参画の推進」について、そして3番目「その他」の3つの議題を用意している。前回の審議会において、第1部会・第2部会の部会案について審議した結果、説明の分量においてやや両方でバランスを欠いている点や、表現の問題についてなどの指摘があった。そして、最終的な調整は両部会長と私の3名に一任をいただいた状況である。本日は、事務局より修正案が用意されているので、主な修正箇所について事務局から説明をいただく。なお、前回の審議会で保留となっているH委員からの修正については別途資料が提出されているので、まずこの件について審議をお願いしたい。この審議をした後、修正案全体について審議をいただきたい。本日、提出した修正案については、これまで何度も議論をいただき、内容面については相当固まってきたと考えている。付加したい部分、表現等のさらなる修正の申し出がある委員は、審議を効率よくするために具体的な修正案を示しながら発言をしていただきたい。それをベースとして審議したいと考えている。そして、一部分まだ審議をしていないところを除き、これまで議論してきた部分の部会案については固めていきたいと考えている。まだ議論されていない、地域づくりの方向の3つ目の体系「多様なコミュニティがあるまち」については、2番目の議題である「区民等の参画の推進」との関係があるため、本日初めて議論をいただくテーマである。これについては、ゼロベースで審議をいただきたい。続いて、これまで共通事項となっていた、「全ての体系に共通する指針」の1つ目「区民等の参画の推進」について審議をいただきたい。錯綜する部分もあるが、まずは「新基本計画の政策・施策の体系」について第1部会・第2部会の報告が出ている部分について審議していただき、とりまとめていただきたい。さらに、その中の一連の体系である「多様なコミュニティがあるまち」については新しいテーマとなるので、再度議論いただきたい。さらに、それに関連する「区民等の参画の推進」について、これは全体の体系に共通する要素であるので、これもゼロベースで審議いただきたい。それでは、両部会案の修正の部分とH委員からの修正案について、事務局から簡潔に説明をいただく。

(1) 新基本計画の政策・施策の体系について

事務局： <資料 13-1-1、13-1-2 に沿って説明>

(補足) 修正案作成における考え方

まず、第1部会・第2部会とも現況、目指すべき方向を併記するスタイルを基本と考えている。

原案で現状が記載されていないものについては加筆している。

第1部会、第2部会の文章のボリュームの差をなくすために、修正した文章で読み込めるものは分量の調整をしている。

その調整にあたっては、極力原案の文意が変わらないよう配慮している。

森田会長： 第1部会、第2部会の部会案は、先ほど説明にあったように、両部会案の表現や分量を調整するためかなり修正されている。しかし、内容面については、なるべくこれまでの議論を踏まえた上で趣旨を生かしながら修正してい

る。表現方法については議論があると想定されるので、まずこれから審議いただきたい。その前に、H委員から修正案の提案があるので、これについての審議をお願いしたい。これについて、H委員から説明をいただきたい。

H委員： 部会で申し上げたのは、後期中等教育に入ろうとする子どもを持った家庭の中で、引きこもり、あるいは登校拒否という問題が非常に深刻化しているが、現実には教育相談などの場所があるからということで放置されているということである。そういう悩みをかかえた人が一番欲しがっているのは、アドバイスだけではなく、一緒に考えてくれる人なのである。先般の岸和田市の事件においても、学校や相談機関もすべて人ごとであったから、あれだけ異様な親が、あれだけ異様な態度をとっても、手をさしのべることができなかったのである。苦しんでいる側の親は、一緒になってくれる人がいないと言っている。私は豊島区が文化的な区を目指すために、ある種刺激的な施策を取り入れるということは、それなりに賛成しているが、他方ここで暮らしている人たちに優しさを与える施策を実施してほしい。本当に苦しんでいる人達は自らの力だけでは解決を図れないのである。もちろんアドバイスを施して、解決していけば一番よいのであるが、一緒になって考えてあげる姿勢をにじませてほしいということ私は主張しているのである。ただし、この項目はこの体系のどこに盛り込むべきかが以前から問題になっている。この事務局修正案は「いじめや虐待が」となっているがそれだけではないのである。私は、引きこもりや登校拒否、家庭内暴力などについても触れてきている。しかし、それをすべて書くことはできないので「さまざまな困難」として修正案を提出しているのである。困難にある保護者たちが一番望んでいるのは、実は相談できるということよりも一緒に支えてくれるという気持ちなのである。

森田会長： H委員から以上の意見が出ているが、これについては前回、この原案について諮った時に出了た意見と認識しているが、他の委員はいかがか。

Q委員： 私はH委員に同感である。引きこもりなどの中高生を持つ親やもっと小さな子どもでも心の病気を抱えている人が相談したい、一緒に考えてほしいと助けを求めるときには、最終的には行政に来るのである。そのときに、アドバイスだけではなくて、その人の生活やいろいろな悩みを一緒に支えてあげる制度が本当に必要であり、是非とも実施すべき施策である。そこでH委員が問題提起した内容については、すべて福祉の問題として考えることはできないかもしれないが、「1.すべての人が地域で共に生きていけるまち」の「(1)地域福祉の推進」の中に、困った人が支えられる制度という形で盛り込むことはできないか。

森田会長： 冒頭に申し上げたが、この修正案の項目・内容については、これまで議論いただいで確認をしてきたものである。構成をもう一度やり直していくということは難しい。その意味で、もし構成も含めて修正すべきであるという提案であるならば、具体的に「どこをどのように修正すべき」という形で指摘していただきたい。H委員からは、教育問題について、いわゆる子どもだけではなくて、保護者の観点に立つ必要があるということで、保護者側に対するサポートの姿勢と盛り込むべきという具体的な提案であったが、Q委員

はいかがか。

Q委員： 「２．子どもを共に育むまち」に盛り込むとすると、どうしても子どもと親とが分かれてしまうのでうまくいかない。そこで「１．すべての人が地域で共に生きていけるまち」において、この部分は高齢者や障害者について特筆している体系であるが、(１)「地域福祉と関係制度の連携」の中に、総合的に行政としても積極的に支援していくということを盛り込んでみてはどうか。

N委員： 事務局修正案の「２．子どもを共に育むまち」の「(１)子どもの権利保障」と「(２)子育て環境の充実」の内容をトータルで読むと、H委員が指摘した点については読み込むことができるので、心配されている点についてはすべて払拭しているのではないかと考えているので、事務局修正案で読み込めると考えているので、事務局修正案で了承している。

森田会長： 他にあるか。

O委員： 「２．子どもを共に育むまち」の「(１)子どもの権利保障」について、H委員が指摘した点について、さまざまな困難を背負った保護者に対するサポートシステムをつくるのが子どもの権利を保障することにつながると理解すれば、「さまざまな困難」というのは上手な表現であるので、この中で子どもと保護者両方をサポートするシステムを区が保障していくという形にすればいいのではないかと考えている。

森田会長： 他にあるか。

G委員： 私は「(２)子育て環境の充実」の「総合相談体制の推進」に含まれると考えている。確かに、「子育て」という言葉が、すごく小さい子どもを連想させるが、私はここに含まれると考えている。また、他の質問であるが、６ページの「(５)地域における教育」の「家庭・地域の教育活動の推進」に記載されている最終行に「保護者相談の充実」とあるが、この語の意味がよくわからない。「保護者相談体制の充実」や「保護者相談の場の充実」といった文章のほうがふさわしいのではないかと考えている。

森田会長： G委員から２点の指摘をいただいた。H委員の修正案については、基本的に「(２)子育て環境の充実」の「総合相談体制の推進」に保護者や保護者のサポートについて盛り込む必要があるかどうかということで議論が分かれる。２点目については、「保護者相談の充実」という言葉自体は以前から記載されていたものであるが、一段と明確にすべきであるとする「保護者の相談に応じる機会」という趣旨を盛り込む必要があるということか。

G委員： 「相談の場の充実」でよいのではないかと考えている。

森田会長： 第１部会長に第１部会における関連した議論の有無について教えていただきたい。

金井部会長： この点については、特段の議論はなかった。また、表現については、G委員が提案されたような内容でも問題はないのではないかと考えている。あるいは原案のままでもそういう趣旨は含まれているとも考えている。これはどちらでも構わないと私は考えている。

森田会長： G委員から表現がわかりにくいという意見が出たので、この部分については「保護者相談の場の充実」と修正してもよろしいかと考えている。(決定)

H委員の修正案については、賛否両方の意見が出ている。賛成の意見については、指摘された要素を明確に盛り込むべきであるということであり、そうでない意見は、指摘された要素は既存事務局案で十分読み込めるというものである。H委員はいかがか。

H委員： 第1部会でも、盛り込む箇所について議論になったが、4ページの(2)「総合相談体制の推進」に盛り込むのは、「相談体制だけではだめである」という私の主張と反している。もし、ここに盛り込むのであれば、「総合相談体制と支援体制の推進」として、苦しんでいる保護者を支援するという姿勢を明確にしていきたい。

森田会長： それでは、表現については今後も精査が必要であるが、「相談体制や情報交換機能」と記載されている部分を、例えば「相談体制や保護者に対する支援、そして情報交換機能を強化するとともに」という形で修正することによるか。

Q委員： 結論としては結構である。H委員が賛成であれば、私も賛成である。

森田会長： ありがとうございます。では、H委員の修正案については、この形で修正させていただきます。(決定)

それでは、第1部会の政策・施策体系について、「3.多様なコミュニティのあるまち」は後で議論するが、他の部分についてはいかがか。表現だけではなく、内容面についても若干ニュアンスが変わった部分もあるが、第1部会と第2部会のバランスをとりながら、これまでの審議の過程で出てきた意見等を反映して、現状と目指すべき方向という形で記載している。内容が少し変わる部分については、事務局から読み上げる形で説明をしていただいた。他の部分については、もちろん若干表現の変更はあるが、基本的に客観的な認識、問題点を現状として付け加えたという形になっているがいかがか。

Q委員： 3ページの(4)「生涯学習の環境整備」であるが、現状として「IT化の急速の進展など生涯学習施設における新たなニーズへの対応が求められています」と加えられている。確かにこの点も求められているが、この点だけを特筆してしまうと、そこだけを認識しているというイメージになりかねないのではないか。

森田会長： 事務局から何かあるか。

事務局： こちらについては、「IT化の急速の進展など生涯学習施設における新たなニーズへの対応が求められています」となっているので、IT化にだけ対応するという意味ではない。

森田会長： 他に何かあるか。

M委員： 第1部会で議論してきたことは反映されているのでよいと考えている。

森田会長： 特に異論がなければこの形でよい。もちろん表現方法などの問題が後で発見された場合は事務局へ直接連絡をいただければ対応させていただきます。ただし、これについては私と両部会長の3人の判断に任せたい。

H委員： 6ページの(5)「地域に開かれた学校の推進」という項目はよいのであるが、学校へのかかわりや関心が薄くなってきたという問題を解消し、もっとかかわってもらうために施す策が「学校施設を地域に開放し、世代を越えた交流につながる地域活動の場」ということだけで十分なのか。施設

を開放し、そこで何かの会合が行われ、あるいは校舎・校庭が有効に使われたら、学校教育へのかかわりが増えたことになるのか。

森田会長： この項目の後段の「学校施設を地域に開放し、世代を越えた交流につながる地域活動の場として、有効活用を進めます」は、前回了解をいただいた文章である。私の誤解かもしれないが、前者に対して後者がやや不整合であるということであれば、前回了解いただいたところをまた議論するということになりかねないので、むしろ表現しては前段を直すのが全体としての筋ではないかと考えているがいかがか。

H委員： 前段と後段がかんでいないのである。

森田会長： これは部会長に伺ったほうがよいかかもしれないが、「地域に開かれた学校の推進」が必要であるという提言が出てきた前提となる現状の認識は何だったのか。

金井部会長： 確かに、「学校施設」という表記は「施設」が地域に開放されているというように限定される可能性があるが、ここでは、そこで行われている学校の教育も含めて、広い意味での「学校施設」というものを地域に開いていくという認識である。

森田会長： 他にいかがか。

Q委員： 問題点を「学校開放事業に参加する人を除いて」捉えるのではなく、もっと学校開放事業を広めて行かなくてはならないという問題意識に変えればよいのではないか。確かに、「学校開放事業に参加する人を除いた」部分が問題点なのであるが、この書き方では、開放すれば問題が解決するという整合性はとれていない。また、そもそも問題意識が、学校は地域のコミュニティであるので、1つの中心としてもっと活用することが求められているということなのか。この辺が明確でないことが違和感の原因なのではないか。

森田会長： 具体的にどういう修正をしたらよいのか提案していただきたい。

Q委員： 少し考えさせていただきたい。

森田会長： それでは考えていただくこととして、時間も限られているので、他の点について何かあるか。

I委員： 修正意見ではないが、事務局修正案は立派すぎて本音がどこにあるのかよくわからない。私は学校と医療、犯罪の3つが大きな問題になっていると考えている。外国人との交流の促進などは非常に大事な問題であり、しかし交流は大事であるが、外国人犯罪も深刻な問題である。児童虐待や家庭崩壊なども含めると犯罪的な要素が非常に多くなっている。この視点で見ると、全体の中でもう少し本音を尽くして、わかりやすく書いていくことが必要なのではないか。

森田会長： 具体的にどの部分を修正すべきか提案していただきたい。

I委員： 全体的に立派すぎるので修正意見はない。しかし、本当の問題点は教育と医療と犯罪の問題であるので、これらについてもう少し全体で考えるという方向が大事であると考えている。

森田会長： 基本計画は、今後、よりよい社会をいかに創っていくかというメッセージであるので、現状の問題にどのように具体的に対応していくかということは、この基本計画を受けてつくられる下位の計画において具体化されるのでは

ないか。

Q委員： 先程の部分はすべて削除してしまった方がいいのではないか。この項目は、「2.子どもを共に育むまち」であるので、この観点を活かすことが最も重要である。そういう意味でいうと、この項目の記載内容は結論が「有効活用を進める」となっているのは、目的が体系の方向性と異なっている。つまり、前段をうけて、地域住民に地域教育に参加してもらうことが、子どもの教育や子どもを育てるまちになるという方向であればよいが、学校施設が有効活用を進めるという目的になっているのがおかしいのである。

森田会長： なかなか具体的な提案が出ないが。

H委員： この部分は後段の説明をもう少し詳しくする必要があるのではないか。学校への関心を高めるためには、施設だけではなくて、学校授業の公開などについても記載しなければならないのではないか。そこまで具体的に盛り込むのが難しいのであれば、例えば、「学校への親しみなどを増やすために学校施設を地域に開放する」といった内容でつなげばいいのではないか。前段で問題点が指摘されているので、それを解決するために必要な対応として、学校授業の公開や学校行事への地域の参加などを盛り込まなければならないのではないか。具体的な記載ができないとしても、もし前段を活かすのであれば、後段には授業の公開や学校教育への地域参加を盛り込まなければならないのではないか。

森田会長： なかなか議論が進まないのので、議長の立場を離れて個人の立場として修正意見を述べさせていただきたい。「学校施設を地域に開放するなど世代を越えた交流につながる地域活動の場として地域に開かれた学校の推進に努めま

す」ではどうか。

H委員： 「施設」だけではやはり問題がある。

森田会長： 「施設の開放など」としているが。

H委員： 「など」の中に教育活動を含めて読み込むのは難しい。

森田会長： 「地域に開かれた学校の推進」という中に授業の公開も読めるという解釈である。例えば、東京大学の公開講座はそういう認識でやっている。

T委員： 地域に開かれた学校ということで、確かに施設を開放することが中心のように記載されているが、学校を地域に開くということは学校における諸活動を開くということであるので、私は森田会長の案に賛成である。

政策経営部長： H委員が指摘されている「地域と学校教育」の問題については、「(4)学校における教育」の「魅力ある学校づくり」の後段に、「学校と保護者や地域住民との連携を強め、地域に根ざした特色ある学校づくり」と記載されているので、ここで読み込めるのではないか。

H委員： 私は地域の人を講師として獅子舞のクラブを結成し、夜7時から部活を行って獅子舞のことを学習させてきたことがある。しかし、このように地域住民との連携を強めることと、教育活動を公開したり、あるいはそこに地域的な何か要素を加えたりということは本質的に異なる。学校施設の開放ということと、教育内容の公開ということとは本質的に違うと私は考えている。

森田会長： 先程も申し上げたが、これまでで了解いただいた後段の部分については、了解をいただいているはずであるが。

- H委員： そうであるが、前段が加わったために不整合が起きてしまったのである。
- 森田会長： それでは、この部分については前段を削除することとするか。後段だけでも趣旨は明確であるので、よろしければ前段は削除する。(決定)
- それでは、第1部会案についてはこれでよろしいか。
- J委員： この修正案には、ボランティアという言葉がかなり出てきているが、今の時代でボランティアという言葉はあまり使わずに、地域参画や地域社会参画といった言葉や、ここ2～3年の法律の制定により、公と民との間の区別しかなかった所に中間団体が認められるようになったので、多様なNPOがあるというのはわかるが、ボランティアという言葉を使いすぎているのではないか。
- 森田委員： 具体的にどこの修正案か。
- J委員： 例えば、6ページの「(1)心ふれあうコミュニティの形成」において、「ボランティア活動への関心が高まり」とあるが、これは「社会参画への関心の高まり」のほうが適切なのではないか。また、7ページに「ボランティア活動のネットワーク化」とあるが、これはボランティアではなく、中間団体が活躍し始めているということであるので、ボランティアに特化して記載するのは間違っているのではないか。
- 森田会長： J委員の指摘については、「3.多様なコミュニティがあるまち」の審議において議論していただきたい。
- それでは、第2部会案の審議にはいる。こちらの部会案の修正の方向としては、スリム化をするという形で整理をしている。もし、スリムにし過ぎて重要な部分がそぎ落とされているという部分があれば指摘していただきたい。また、各項目の後半部分については、これまでに出た意見を含めて、若干内容面にもかかわる修正も加えられている。この点についても意見をいただければと考えている。
- I委員： 1ページの(1)「みどりの拠点拡大」の項目に、豊島区は23区の中で公園面積率が最下位という表現がある。これまで公園が少ないという理由で小さな児童公園をたくさんつくってきたが、完成した頃には児童がもういないという状況になっている。現状の価値は、せいぜい火災が起こったときの避難場所になるといった程度である。さらに極端な例では、雑司ヶ谷墓地という緑地帯のすぐそばの住宅街に小さな公園をつくっている。こういう場所に小さな公園を設置するということは無意味であり、数字をあげるために公園を拡大させることは意味のないことである。寺や神社は、公園以上に公園的な機能を持っているので、こういった施設を総合的に考えて、みどりの拠点拡大を考えていけないといけない。いずれにしても、23区の中で最下位であるという表現はやめたほうがいいのではないか。
- 森田会長： 第2部会長いかがか。
- 渋谷部会長： 指摘された内容については、部会では取り上げられなかった。確かに寺や神社、墓地などを含めると豊島区は決して少なくはないので、施策の文章の中で「最下位」という表現がよろしくないとするれば、違った表現に変更しても問題はないのではないか。具体的な議論がなかったため、ここに残っているというのが現状であるので、全体会で見直すという方針であれば、変更していただきたい。

- Q委員： 私は、小さな公園であっても利用されていると認識している。確かに全く使われていない公園もあり、公共施設の再構築の中で具体的にある公園を売却するという案も出ている。しかし、その公園は売却してほしくないという意見が地域からも出ている。私は「小さいからだめ」ということだけではないと考えている。もし、修正案に記載されている「数からまとまりへ」の真意が、大規模公園をつくり、小規模公園を売却していくという方向性であれば、反対をさせていただく。この表現ではその懸念がある。「数からまとまりへと転換を図る」というのは、方向として今までは数を増やしてきたが、今度は大規模なものを作っていくという方針転換であるが、その際に小規模公園を売却していくというのは困る。
- 森田会長： 具体的にどこをどのように修正をすべきという意見なのか。
- Q委員： 「数からまとまりへと転換を図ります」という表現を削除し、「公園づくりを重点的に行います」ととめていただきたい。また、「公園面積率が23区中最下位ですが、区面積当たり公園設置数では第1位」という表現は言い訳的である。区としてはこれまで行ってきた方向性の結果であるので載せたいということはわかるが、削除してしまっても良いのではないか。
- 森田会長： 1点目の指摘については、「数からまとまりへ」という表現を削除し、「広々とした公園づくりを重点的に行います」ととめるという意見であった。これについて他の委員はいかがか。
- G委員： 私は第2部会においても、1人の意見であったが、Q委員と同じ意見を申し上げている。小さな公園はとても大事である。私の母は85歳であるが、お使用の行き帰りに「ババ散歩」と称してゆっくり町内を歩いている。そのときに町内にある小さな公園で一休みをしている。そうすると、児童遊園ではあるが、今の季節では梅が咲いていたり、ハトやムクドリ、ヒヨドリ、メジロなども飛来してくるなどさまざまな楽しみがある。小さな公園でも毎日、それぞれの季節を楽しむこともできる。逆に、新宿区民が毎日新宿御苑に行くかという決してそうではない。もちろん、大きな公園があるということは素晴らしいことであるが、身近な所に小さな公園が存在している豊島区は、これをとても大事にしていくべきであると考えている。私も「数からまとまりへ」という表現には反対である。
- H委員： 私は冒頭の「公園づくりにあたっては」という表現の後に、I委員が指摘したように、「霊園や寺社などのみどりの活用を図り」といった趣旨の表現を盛り込むべきであると考えている。霊園という資源は、豊島区の大きな財産であるので、これを明確に位置づけるべきである。また、小さな公園については、豊島区が小さな公園の建設をはじめたころに区に聞いた話では、「これは公園というよりも住宅密集地帯における防災上の意味を担っている」という説明を受けた。確かに豊島区は小さな家が密集しているので、災等が起こったときに機能する可能性は高い。だから、これを減らすという意味で「数からまとまりへ」という表現を使っているとすると問題なのではないか。豊島区であれば、霊園や寺社などのみどりを生かし、小さな公園については防災的な意味合いもあるので、なるべく生かしていくという方向にすべきではないか。

- 森田会長： 具体的にどういう形で修正すればよいのか。
- H委員： 「公園づくりにあたっては」の次にある「設置数が充足している状況を踏まえて」を削除し、「霊園や寺社のみどりの積極的な活用を図り」といった趣旨を盛り込む。そして、「広々とした公園づくりを重点的に行い」という表現は、対象となる敷地はどこになるのかという議論になるので、この部分は少し抽象的な表現として、「現在ある公園の有効活用を図る」という趣旨を盛り込んではどうか。霊園や寺社のみどり、小中学校のみどり、大学及び高等学校のみどりも相当数あるので、「霊園・寺社・学校等のみどりの活用」と、「小規模児童公園の防災的機能の活用を図り」というようにそれぞれを明確に表現した方がいいのではないかと。
- 森田会長： 今回の指摘であるが、「霊園・寺社・学校等のみどりの活用」については、「みどりの拠点拡大」の最後の文に、「また、街路や寺社、歴史的資源などみどりの拠点の保存」と記載されているが。
- H委員： これは大目標であるので政策の文章に盛り込みたい。
- 森田会長： この文章を政策の文章に盛り込むと、政策の趣旨自体が変わってしまう懸念があるがいかがか。
- Q委員： 「みどりの拠点拡大」の冒頭にある現状についての記述の2行には、公園のこののみが記述されており、今まで豊島区が取り組んできた「みどりの拠点づくり」が公園のみであったことを如実に示している。そこで伊藤委員の指摘を盛り込むのであれば、まず豊島区には、歴史的な寺社などが存在しているという現状を説明し、その後で、公園の現状を記載すればいいのではないかと。そして、今後の方向性としても、まず最初に「街路や寺社、歴史的資源などみどりの拠点の保存」という記述をし、その後に公園づくりを盛り込めばいいのではないかと。
- 森田会長： 本日の審議は、左側に記載されている前回の部会案から右側の修正欄のような表現に整理した際に、その修正の趣旨がきちんと生かされた形で表現されているかどうかを諮るものである。前回の部会案の内容そのものを変えるべきという意見を本日申し出られるのは困る。このことを理解して審議していただきたい。
- D委員： G委員が指摘した「小さな公園の有用性」については確かに部会において伺っている。部会においては、「狭あいな公園」という表現については、マイナスイメージだけでなく、これも大事であるという認識を前提として議論をしていたはずである。また、施策の方向の と の関係であるが、 に関しては、誰もがそこで憩えるような場所というイメージがある。つまり、寺社や歴史的な資源、恐らく霊園についてもこちらに入るが、その中に自由に誰でも入れるというイメージとして考えている。これに対して は、大学などがそうであるが、防犯の問題もあり、一般開放は難しい状況である。しかしそこにはみどりが存在しており、移動する際に外からそこにみどりが豊かにあるということを認識させるであろうということで、生垣などについて記載しているのである。つまり、 と の関係は、 はそこで誰もが憩えるというイメージ、 はそれを結ぶ、特に道路から眺めるみどりというものをイメージして議論が進んでいったと認識している。仮に 、 を(1)の政策に

入れるとそれは難しく、また、部会の中にはそこまであまり考えずに表現していた。政策の表現だけを見て、若干公園に偏っているイメージがあるのなら修正する必要があるかもしれない。部会での議論の趣旨は以上である。部会長からの意見に何かあるか。

森田会長：

I委員：

私は、この政策の表現で結構である。「数からまとまりへ」という表現もこれ自体はよい。小さな公園については、総体で論じるのではなく、1つ1つの公園をしっかりと検討し、その公園が有用か、無用かを判断すればよいのではないか。例えば、G委員の家の近くの小さな公園は必要であるが、私の家の近くの公園は本当に意味がない。このように、1つ1つ判断していけばよい。ただし、原則として小さな公園の数を減らせということには賛成ではない。また、「みどりのネットワーク」において「住宅が密集している地域では、狭あいな街路が多く」と表記されているが、この論理であると、すべて道路を拡幅しようという話になる。消防自動車が入れる幅というのはトラックが入れる幅になることを意味している。この思想で行くと、車社会を正当化することになり、どんどん車社会が加速してしまう。その結果として、そこで子どもたちが遊べない場所になってしまい、老人や子どもたちにとっては危険な道になってしまうのである。小さな路地で住民みんなが楽しんでいる狭あいな道路も価値があるのである。それを一概に「狭あいな道路」と表現することに私は反対であり、削除を求めたい。また、ブロック塀が生垣にかわることは非常によいことで、雑司ヶ谷墓地もブロック塀が生垣に変わったことで、周囲の環境が大変よくなった。これは道が広がったのではなく、墓地の内と外がブロック塀で隔離されていたものが外からも眺められるようになり、視界がよくなったということだけであるが、周辺の住民にとっては非常にプラスになっている。つまり、「みどりのネットワーク」に記載されているような、「住宅が密集している地域では狭あいな街路が多い」という話と、「ブロック塀を生垣にかえる」という話は論理的につながっていないのである。そこで、「狭あいな道路」についての文章は削除し、生垣の部分を活かせばいいのではないか。いずれにしても、車社会を正当化するような表現は非常に危険である。

森田会長：

「住宅密集地域では狭あいな街路が多く」という表現を変更するという今の指摘は、前回は承をいただいた部分に再度異議があるということか。そうであると、審議の進行にも障害がでてしまうことになる。そうではなく、「狭あいな」という表現のニュアンスの問題だけとすると、別の表現に変更することはあり得るが。

I委員：

私が主張しているのは、路地裏のよさを否定したような表現はよくないということである。

森田会長：

具体的な修正表現はあるか。本日は、この後に新たに審議する事項もあり、時間も迫ってきているので、具体的な提案なしでの変更の意見については、ここでその意見のニュアンスは伺い、実際の表現方法については事務局と私に一任していただけるか。主張そのものは十分に理解しているが、それを的確に反映できるかどうかはやってみないとわからない。そういう前提で了承いただければこの形で、次に進めさせていただきたい。よろしいか。(決定)

修正案の備考の部分に「文章整理」と記載されているところは、文章表現をわかりやすくする、あるいは的確な表現に直した部分である。また、後の方で文章そのものの量のある程度まとめるという形で整理されている部分がある。第2部会に関しては、前回了解いただいた最初の部会案から、かなり圧縮する形で再編成しているの、今までの部分のニュアンスがしっかり反映されているかという論点で意見をいただきたい。

Q委員： 前回は申し上げたが、5.(1)「池袋副都心の再生」に「低床型路面電車(LRT)の導入などを検討し」という具体的な表現が残っている。この表現は削除してほしい。私はLRTそのものには反対ではないが、他の体系と異なり、この部分はまさに「LRT」をやるためにあるという形になっているのはおかしいと考えている。特に財政逼迫といっている時期には相応しくないと考えている。

森田会長： 部会長から説明をいただきたい。

渋谷部会長： この部分については、部会でも様々な議論があったが、「導入などを検討する」という部分については、検討は既に行われているのでこの表現とした。ただし、「検討し」だが、結果としては導入しないということもあり得るという認識である。

O委員： LRTについては、何度も同じ議論を繰り返している。部会長の指摘にもあったが、「池袋副都心の再生」という項目の中で、現在LRTの導入を検討していて、それを中心にまちづくりをどう進めるかということまちの人が率先して考えているという事実がある。そのまちづくりの取り組みに対して、財政逼迫であるので、検討すること自体を否定するのはおかしい。率先して自分たちのまちをよくしていこうという住民の活動を支えていくことは大事なことである。現在池袋が進めているLRT導入の検討については、部会でも申し上げたが具体的な取り組みとして盛り込んでいただきたいと考えている。

I委員： 私も部会長を支持する。財政逼迫であるからやめるのではなく、こういう時期だからこそ歳入をふやす努力をすることも1つの工夫なのである。新しい路面電車を導入すれば、世界中から来訪者がくる可能性がある。これは1つの観光振興策でもあり、実際に区の財政面での寄与も大きくなるのではないかと。私もLRTについては明示すべきと考えている。

森田会長： 他の委員はいかがか。この議論については、取捨選択になる。削除すべきという意見は1名で、残すべきとの意見は、部会長以下複数の委員からあがっている。他に削除すべきという意見はあるか。ないようであれば、あえて多数決をとるまでもなく、これは具体的な表現として残していくことにしたい。よろしいか。(決定)

他に意見はあるか。

Q委員： 文化に関連する部分について、やはり私はもう少し生活に密着した文化を提示させていただきたい。また、この段階でここまで方向性を固定化することには大変疑問があるということを上申しておく。

森田会長： 具体的にどこをどのように修正すべきとの意見なのか。

Q委員： 具体的にといわれると案はすぐに出てこない。ただし、本当にこれで新たな

- 芸術の創出がなされるのかという疑問はあるということである。
- 森田会長： わかりました。他にあるか。時間の関係もあるので、特に意見がなければこの形でまとめさせていただく。なお、今後、修正内容に意見があれば、事務局と私と両部会長でその意見を検討し、再修正すべき所については再修正するという形で一任していただきたい。よろしいか。(決定)
- それでは、次の議題に移る。第1部会の一部でペンディングされていた「3. 多様なコミュニティがあるまち」の部分であるが、こちらについて審議をいただきたい。まず、事務局より資料の説明をいただく。
- 事務局： <資料13-2に沿って説明>
- 森田会長： まず、J委員から「ボランティア」という言葉が多いという指摘が先程出ていたが、確かに5つほどある。J委員から具体的な修正案はあるか。
- J委員： 「ボランティア」という言葉は、私の理解では「無償で行う」ということであるが、近年は法律も制定され、官と民以外の中間的な組織が増えていることを考えると、「ボランティア」に特定するのは時代錯誤であり、「各種社会参画団体」といった表現にした方がいいのではないか。
- 森田会長： NPOという言葉は地域づくりの方向の部分に記載されているが。
- J委員： 現在は有償、無償の中間法人が多くなってきているが、「中間法人」という言葉はなじまないと考えているので、「各種社会参画団体」といった表現を提案している。
- 森田会長： 他の委員はいかがか。この体系については、文章の表現だけでなく、内容面についても盛り込むべき点、明確にすべき点、削除すべき点なども議論していただきたい。
- P委員： 資料13-3「全ての体系に共通する指針」の説明はまだ受けていないが、この資料とリンクする部分が多い気がするので、先にこちらも説明をいただいた方がよいのではないか。
- 森田会長： 指摘のように関連性の強い項目であるので、差し支えなければ事務局に資料13-3も説明していただき、あわせて審議を進めたい。
- 事務局： <資料13-3に沿って説明>
- 森田会長： 分量的には少ないが、内容は大変重要な部分である。P委員から意見はあるか。
- P委員： この「全ての体系に共通する指針」は、第1部会・第2部会に共通する課題、指針としての存在なのか。
- 森田会長： それでは事務局より全体の構成についても説明をいただきたい。
- 事務局： <参考資料に沿って説明>
- 森田会長： 本来ならばこの参考資料を最初に説明をしたほうがよかったかもしれない。新基本計画の体系の中ではまだ空白の部分も残っているということである。これまで部会において議論してきた部分はどちらかというと、分野別の各論から基本計画の内容を詰めてきたということである。先程説明をいただいた「全体の体系に共通する指針」は、部会で議論してきた具体的な施策を推進する方法、体制、システムなどについて整理する部分である。
- O委員： 第1部会の当初部会案に記載されていた「(1)協働と共創による地域社会の実現」の部分については、「全ての体系に共通する指針」の、例えば「2.

- 新たな区政運営システムの確立」に盛り込まれるという認識でよいのか。
- 森田会長： 事務局から説明をいただきたい。
- 事務局： 指摘の通り、部会への当初案としては「協働と共創による地域社会の実現」という形で一度提案していたが、今回の整理で大幅な変更がおこなわれている。指摘の内容については、基本的にはまだ審議はいただけていないが「2. 新たな区政運営システムの確立」において盛り込まれると考えている。
- 〇委員： 資料13-1-1の6ページ以降の「3. 多様なコミュニティがあるまち」という政策と、「(1) 協働と共創による地域社会の実現」という政策、その中の施策の方向である「様々な主体とのパートナーシップの形成」、「協働による地域管理」については、修正によりニュアンスが全く異なっているが、これらの部分については「全ての体系に共通する指針」に盛り込むという理解でよいのか。
- 事務局： 指摘された「協働と共創による地域社会の実現」については、「全ての体系に共通する指針」と分野別の「多様なコミュニティがあるまち」の両方に混在していたために、それを整理したものが本日の案ということである。「協働と共創による地域社会の実現」については、「全ての体系に共通する指針」にその考えが移行したと理解していただいてよい。
- 〇委員： そうであるとすると、具体的には「(1) 協働と共創による地域社会の実現」はどこに示されているのか。「共通1 区民等の参画の推進」においては、「(3) 区民の参画の推進」という表現しかないの、具体的な部分については「共通2 新たな区政運営システムの確立」の中において反映されてくるのか。
- 事務局： 「共通2 新たな区政運営システムの確立」については現在作成中であるが、基本的には、これまで公共サービスを行政のみが担ってきたという考え方から、地域住民やNPO、企業などとの協働により担っていくという考え方に進めている。
- 森田会長： 指摘の部分について私の理解を申し上げる。今回の整理の背景は、最初に部会案の中に「3. 多様なコミュニティがあるまち」という項目が立ち上げられていたが、この項目は第1部会のテーマに限定されるものではないため、第1部会案としてまとめるのではなく、全体会で議論したほうがいいのではないかという提案を第1部会から受けたものである。〇委員が指摘した「協働と共創による地域社会の実現」については、分野別の項目ではなく、それぞれの分野で掲げられている施策をどのようにして実現していくかという、意思決定のあり方、区民を含めた意思決定のあり方と、決定されたものを区と区民がどのように推進していくかということにかかっているので、「共通2 新たな区政運営システムの確立」に位置づけたということである。当初は「区政運営システム」は、法律的な運営について盛り込む予定であったが、その後様々な議論があり、原案を未だ整理できていない部分である。また、区民の参加をどのように推進するのかということについては、「1. 区民等の参画の推進」でかなり論じられており、分野別の「3. 多様なコミュニティがあるまち」の「(1) 協働と共創による地域社会の実現」はむしろこちらの内容に近いと判断し、今回入れ替えを行った次第である。指摘の主旨が「区

民等の参画の推進」の中により明確な形できちんと位置づけるべきであるということであれば、それはこれから議論いただく部分になる。今回は、P委員からの要望もあり、分野別の「3. 多様なコミュニティがあるまち」と共通の「1. 区民等の参画の推進」をあわせて説明したが、これらの性格は異なるものである。今回は、重なる部分について整理をしたということを確認してもらうために一緒に議論をしていただきたいという趣旨である。しかしながら、時間も迫っており、この「区民等の参画の推進」はかなり重要な部分であり、また、作成中で後日審議予定の部分である「2. 新たな区政運営システムの確立」も残っているので、本日拙速に議論をするよりも、改めて議論の場を設けたほうがよいと考えている。残りの時間は、本日の議論した部分について意見があれば、この場で発言しておいていただきたい。

Q委員： その進め方でよいが、まだ私の頭の中が整理されていない部分があるので確認させていただきたい。「3. 多様なコミュニティがあるまち」の中で「(1) 心ふれあうコミュニティの形成」とあり、これは「地域のコミュニティ」のことと認識しているが、同じものが横軸を貫く指針にも「(1) 地域コミュニティの形成」として項目となっているのはなぜか。理解としては、このテーマは重要であるので、政策の段階においても記載しているということではないのか。

森田会長： 本日は、この部分についての立ち上がった審議は見送らせていただきたい。他の部分で意見があればお願いしたい。

H委員： 資料13-3の2ページ「区民参画の仕組みづくり」の文脈を確認したいのであるが、「地域の課題を発見し」と「多様な意見やアイデアが生かされる」が並立的な用法でつながっているのはおかしい。発見したあとで、解決するという表現がなく、突然「多様な意見やアイデアが生かされる」となっているのが、文章上わかりにくい。

森田会長： 指摘として承っておく。他にあるか。

L委員： 地域のコミュニティの中で暮らしている若い親から最近聞くことに、「子どもを怒れない」ということがある。怒れない理由が、子どもが泣いて虐待だと通報されたら困るからという話が実際ある。その点で「1. 区民等の参画の推進」に(3)「情報の共有化の推進」という項目があるが、また、分野別の「3. 多様なコミュニティがあるまち」においては「(2) 平和と人権の尊重」という政策があるので、これらにより地域のコミュニティに存在して感じられる恐怖というものが取り除けるのではないかと期待している。情報についてはプライバシーの問題もあるので、プライバシーを尊重するという人権の部分と情報を共有化するという部分が違う項目にあることには違和感があるのでもう一度検討していただきたい。

森田会長： 他にあるか。

I委員： 「コミュニティ」という言葉の使い方であるが、都市というものは必ずしも「地域コミュニティ」のみによって形成されているものではなく、居住地は別であるが職場があるという部分的なものによっても形成されている部分もある。また、いずれは母国に帰る外国人も数多く豊島区に住んでいる。つまり、「地域コミュニティ」という言葉を多用しすぎると、都市の実態と

乖離する部分が大きくなってしまわないか。特に池袋の副都心を抱えている豊島区はその傾向が顕著に現れるのではないか。また、豊島区には単身者住宅が多いが、彼らの大部分はコミュニティから脱落している。こういった人達の問題も考えていかないと豊島区の実体と乖離してしまうので気をつけていただきたい。

森田会長： 他にあるか。それでは、本日はこの辺で整理させていただくがよろしいか。本日は、前半の部分の部会案については了解をいただくことができ、前進できたと考えている。本日は、長時間にわたり審議いただきありがとうございました。最後に事務局から事務連絡がある。

事務局： 次回の開催予定は、年度をまたぎ、4月12日もしくは14日のいずれかの日を予定している。開始時間は午後6時30分を予定している。できるだけ早い段階で日程を確定させ、連絡させていただく。

森田会長： それでは、長時間にわたりありがとうございました。

閉会

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続審議 ・ 次回開催日程 下記参照
提出された資料等	<p>【配付資料】</p> <p>13-1-1 政策・施策体系部会案（第1部会）</p> <p>13-1-2 政策・施策体系部会案（第2部会）</p> <p>13-2 【多様なコミュニティがあるまち】修正案</p> <p>13-3 【すべての体系に共通する指針】共通1 区民等の参画の推進</p> <p>参考資料 新基本計画の構成</p> <p>基本計画審議会資料 第1部会審議案に対する修正案について</p>
その他	<p>【事務連絡】次回の日程について</p> <p>4月12日または14日のいずれかに開催を予定。</p>